

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年4月1日 津地方法務局鈴鹿出張所 登記官 米倉達也

記

意見又は資料の提出先

〒513-8510

鈴鹿市神戸一丁目24番3号（鈴鹿法務総合庁舎）

津地方法務局 鈴鹿出張所

電話番号 059-382-1171

お問合せ先

津地方法務局不動産登記部門

電話番号 059-228-4372

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積(m <sup>2</sup> )
	所在	地番		
1906 - 2022 - 0001	鈴鹿市神戸八丁目	1 6 2 番	墓地	9 1 5
1906 - 2022 - 0002	鈴鹿市国分町字北植松	4 3 9 番	墓地	1 1 2
1906 - 2022 - 0003	鈴鹿市国分町字松山口	1 1 7 0 番	墓地	1 2 4 2
1906 - 2022 - 0004	鈴鹿市国分町字木田坂上	1 4 2 2 番	墓地	6 7 7
1906 - 2022 - 0005	鈴鹿市東磯山一丁目	2 3 7 4 番 1	山林	1 4 0
1906 - 2022 - 0006	鈴鹿市東磯山一丁目	2 4 1 3 番	田	7 4 7
1906 - 2022 - 0007	鈴鹿市東磯山一丁目	2 4 2 8 番 1	田	9 9 6
1906 - 2022 - 0008	鈴鹿市東磯山二丁目	2 0 6 2 番	畑	5 9
1906 - 2022 - 0009	鈴鹿市東磯山二丁目	2 0 6 3 番	畑	5 9